



議案第十七号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）

の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（使用料）

第二条 温泉会館の使用料は、次のとおりとする。

- 一 宿泊料 一泊（二食付） 一人 二千四百円以内
- 二 各室使用料
 - イ 大ホール 一日 一万三千円以内
 - ロ 和室 一日 五千円以内
 - ハ 家族浴室 一日 三百円以内
 - ニ 休憩料 一日 五百円以内
 - 三 入館料 一回 五百円以内
 - 四 プール使用料 一回 五十円以内
 - 五 備品使用料 一回 千五百円以内
 - 六 飲食物持込料 一回 千五百円以内
 - 七 飲食物持込料 一回 千五百円以内

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。